

## 第53号議案

芦屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

芦屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のように定める。

平成26年9月2日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

報酬を月額で定められている非常勤の特別職の職員が、任期満了等によりその職を  
離れた場合の報酬の支給方法を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年  
芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「もとづき」を「基づき」に、「定める  
ことを目的」を「定めるもの」に改める。

第2条の見出しを「(報酬の額)」に改め、同条第1項中「報酬」を「報酬の額」に  
改め、同条第2項から第6項までを削る。

第3条を次のように改める。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬を月額で定められている特別職の職員については、その職に就いた日か  
ら、報酬を支給する。

2 報酬を月額で定められている特別職の職員が、任期満了、退職、失職等によりそ  
の職を離れた場合にあつてはその日までの、死亡によりその職を離れた場合にあつ  
てはその日の属する月の末日までの報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合において、月の初日から末日まで支給す  
るとき以外の報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割によつて計算した額と  
する。

4 前3項の特別職の職員の報酬は、特別職の職員が月のうち1日も勤務しなかつた  
場合は、これを支給しない。

5 報酬を日額又は1回当たりの額で定められている特別職の職員については、勤務  
日数又は勤務回数により計算した額を支給する。

6 特別職の職員の報酬の支給期日は、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭  
和32年芦屋市条例第11号）の適用を受ける職員の例による。ただし、報酬を日  
額又は1回当たりの額で定められている特別職の職員については、その都度支給す

ることができる。

第5条中「行なう」を「行う」に改める。

第6条第1項中「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改める。

第7条の見出しを「(補則)」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給する月額による報酬について適用し、同日前に支給する月額による報酬については、なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

報酬を月額で定められている非常勤の特別職の職員が，任期満了等によりその職を離れた場合の報酬の支給方法を改めるため，この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 報酬を月額で定められている非常勤の特別職の職員が，任期満了，退職，失職等によりその職を離れた場合には，その日（現行は，その当月分）までの報酬を支給することとする。（第3条関係）

- (2) その他規定の整理

#### 3 施行期日等

- (1) 平成26年10月1日
- (2) 改正後の規定は，施行日以後に支給する月額報酬について適用し，同日前に支給する月額報酬については，なお従前の例による。